

市立四日市病院入院セット提供業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この業務は、入院患者が必要とする生活用品を適切な方法で提供することにより、入院患者及びその家族等の負担を軽減し療養環境の向上を図るとともに、病院職員の負担の軽減に資することを目的として実施する。

そのため、市立四日市病院（以下「当院」という。）において建物の一部を借り受け、入院時に必要となる寝巻、タオル、紙おむつや口腔ケア用品等の患者負担となる物品（以下、「入院セット」という。）を提供する運営事業者（以下「事業者」という。）について、次のとおり公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

市立四日市病院入院セット提供業務

(2) 業務内容

当院が指定する建物の一部を有償で借り受け、運営に必要な備品整備等を行なった上で、入院患者へのサービスの説明、申込の受付を行うとともに、利用者に対して入院生活に必要な寝巻、タオル、日用品等を提供し、その対価を利用者から日額で請求する業務全般（詳細は、別紙「市立四日市病院入院セット提供業務仕様書」のとおり。）。

(3) 業務実施場所

市立四日市病院（三重県四日市市芝田二丁目2番37号）

【参考】病床数 537床

1日平均入院患者数 384人（令和4年度実績）

(4) 実施期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募に必要な資格要件

プロポーザルへの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 東海三県内の400床以上の病院において、当該業務と同様の業務を、現在1年以上継続して行っている実績を3例以上有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 四日市市から指名停止等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手

続中でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

(8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。

(9) 法人等又はその役員（法人でない団体の代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）。

イ 役員等に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。

ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。

エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。

オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。

4 実施要領等の交付

次のとおり「市立四日市病院入院セット提供業務公募型プロポーザル実施要領」、「市立四日市病院入院セット提供業務仕様書」、「企画提案書等の様式」を交付する。

(1) 交付期間

令和5年11月20日（月）～

(2) 入手方法

市立四日市病院ホームページ〔入札情報〕

(<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/hospital/bid/puropozaru.html>) からダウンロードすること。

※ 郵送等での交付は行わない。

5 プロポーザル参加申込書及び企画提案書等の提出

企画提案に参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書及び企画提案書を提出すること。企画提案書はA4版・横書き・縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとし、イラストや写真、フロー図等を用いながら分かりやすく記載すること。なお、企画提案書の様式（様式2）で定められている項目に従って作成されていれば、任意の様式によって作成されても構わない。

(1) 受付期間

令和6年1月4日（木）～令和6年1月11日（木）

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

イ 会社（企業）の概要（任意様式） 7部

※複数の会社が共同して提案を行う場合は、すべての会社について提出すること。

ウ 財務諸表（直近3年度分） 1部

※複数の会社が共同して提案を行う場合は、代表となる会社について提出すること。

エ 業務実績一覧表（任意様式） 7部

※病院名、病床数、受託期間、業務の概要を明記すること。また資格要件とする3例については、記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）及び利用者向けのパンフレット（プランの内容や金額が記載されているもの）を添付すること。

※複数の会社が共同して提案を行う場合は、業務実績一覧表には個々の会社の実績についても記入することができる（どの会社の実績かを明記すること）が、資格要件とする3例については代表となる会社の実績に限る。

オ 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類 1部

国税（納税証明書その3の3）、地方税（納税証明書）

※複数の会社が共同して提案を行う場合は、代表となる会社について提出すること。

カ 医療関連サービスマーク認定証（寝具類洗濯）の写し 1部

※洗濯業務を受け持つ会社のもを提出すること。

キ 企画提案書（様式2） 7部

(3) 提出場所

市立四日市病院 総務課総務係（2階）

〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号

TEL：059-354-1111（内線5210） FAX：059-354-1565

E-mail：byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）により、令和6年1月11日（木）まで（必着）に提出すること。

なお、持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

6 提出書類等の作成に関する質疑・回答

提出書類等の作成に関する質疑の受付及び回答は次のとおりとする。

(1) 質疑の受付期限

令和5年12月4日（月）午後5時15分まで

(2) 質疑の提出方法

会社名、質疑内容等を記載した文書（任意様式）を電子メール又はF a xで市立四日市病院総務課プロポーザル担当宛へ送信すること。送信後、受信確認のため、電話連絡を行うこと。

(3) 質疑の回答

令和5年12月8日（金）までに、他の事業者の質疑も含め、回答書をホームページで公表する。

7 審査方法

事業者の選定は、書類審査及び企画提案説明により行う。

(1) 企画提案説明

令和5年1月29日（月）15時頃から ※時間、場所等の詳細は別途連絡する。

(2) 審査項目

事業者の選定審査は、次の審査項目及び審査の視点に基づいて行う。

審査項目	審査の視点
1 経営の安定性	・実施期間の3年間、安定的に業務を履行できる経営基盤があるか。
2 実績	・他病院での同様の業務実績が十分にあるか。
3 業務提供体制	・提供品目の手配、衣類等の洗濯、利用者への説明や申込受付、提供品目の配布・補充・回収、利用料金の集金、苦情等への対応など、各業務の役割分担が明確であり、十分な提供体制が構築されているか。 ・災害発生時など緊急時においても業務継続ができる体制が整備されているか。
4 入院患者の療養環境の向上	・入院患者やその家族等の負担を軽減し、療養環境を向上するという視点に基づく提案となっているか。 ・入院セットのプランは、分かりやすく利用しやすい内容となっているか。 ・提供される品目は、衛生面、安全面、使用感に十分配慮され、療養環境の向上に資する内容となっているか。 ・サービス内容と利用料金のバランスが取れており、利用者が利用しやすい料金設定となっているか。 ・サービスの周知、利用者への案内は、わかりやすく十分な内容となっているか。
5 病院職員の負担軽減	・基本的に、病院職員の手を介することなく、サービスを提供できる体制となっているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・提供品目やサービスの見直し、追加、変更について、柔軟に対応できる体制となっているか。 ・利用者への説明や質問への回答、苦情対応について、十分な体制が確保されているか。 ・病院職員の負担軽減に資する提案がされているか。
--	---

(3) 審査結果

審査の結果、応募者の中で最高評価点を得た事業者を契約候補者として選定する。ただし、契約候補者が契約締結までに「3 応募に必要な資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合、その他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次の順位の者から順に繰り上がるものとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、令和5年2月9日（金）までに審査結果を文書により応募者全員に通知する。

8 その他

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、審査に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、業務事業者選定審査以外の目的で使用しない。
- (5) 提出書類及び審査結果は、四日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示の対象となる。
- (6) 応募者は、審査結果に対し異議を申し立てることはできない。
- (7) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (8) 当該公募型プロポーザルの実施において知り得た個人情報については、他に漏らしてはならない。
- (9) 参加申込書及び企画提案書が次の項目に該当する場合は、無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - イ 別紙仕様書に示された条件に大きく適合していない場合。
 - ウ 提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合。
 - オ 委員又は関係者に対して、直接又は間接的に不適切な接触を求めた場合。
 - カ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。